

	該当箇所	意見	計画への反映等
1	成年後見制度の認知度について	<p>「高齢者総合計画の策定に関する実態調査」結果において、制度の認知度が市内の福祉関係者、特にケアマネジャーでも3割弱しか満たしておらず、これは制度利用が必要な高齢者の発見が遅れる原因ともなり得る。地域連携ネットワークを潤滑に機能させるためにも地域包括支援センターやケアマネジャー等、各機関が基本的な知識を持つておくことは最低限必要だと思われる。</p>	<p>無し(記載済み) P30施策の展開2-1 広報機能の充実 ◆主な具体的取組 ・介護保険・障害福祉サービス事業所や民間事業者等への啓発活動 ・支援に関わる関係者等を対象とした研修会の実施</p>
2	成年後見支援センターについて	<p>成年後見支援センターでの法人受任が妥当と思われる相談者様を紹介するにしても、受任基準が明確でないためにたらい回しになる可能性がある。受任基準をある程度明確にし、受任不可の場合は即しかるべき専門家等へ繋いでいただきたい。 特に虐待が疑われるケースに関しては、市の関与も含め、迅速かつ確実な対応が求められる。</p>	<p>無し(記載済み) P36施策の展開2-4「受任者調整(マッチング等)の支援 ◆主な具体的取組 ・中核機関における受任者調整(マッチング機能)の充実 ・地域連携ネットワークを活かした受任者調整の仕組みの検討 ・適切な後見人候補者の選任のための家庭裁判所との情報共有・連携の強化</p>
3	中核機関について	<p>①単なる成年後見支援センターの付属機関とならないよう、各市民が利用しやすい仕組み作りが必要。社協だけでなく、外部の専門家等とうまく連携しながら必要な人を必要なところへ確実に繋げられるような機関であってほしい。</p> <p>②成年後見に付随して起こりうる問題、例えば相続や死後事務、また施設入所に関する相談についてもサポートできる体制づくりが必要であると思われる。</p> <p>③親族後見人の数が多い江別においては、裁判所には相談できない、身上監護等日々の細かい困りごとに対しても柔軟にサポートのできる機関であることが望ましい。</p>	<p>①無し(記載済み) P28「施策の展開1-2 中核機関の設置と運営」 ◆主な具体的取組 ・中核機関の業務の範囲については、地域連携ネットワークの関係団体と分担するなど、実情に応じて調整を図ります。</p> <p>②、③追加 P40「施策の展開3-1 地域連携ネットワークを活用した支援体制の検討」の◆今後の方向性に文言追加 ⇒5つ目の「・」 親族後見人をはじめとした成年後見人等が孤立することなく、安心して適切に後見業務に取り組めるよう、日常的に相談支援が受けられる体制を整備します。</p>
4	成年後見制度全般について	<p>昨今、核家族も多く、障がいのある方、認知症のある方、また、少子化社会において様々な問題を抱えている方々は、先行きの大きな不安を感じていると思う。民法改正(1999年)で2000年からの民法に基づく“法定後見制度は”、専門職である方々が支え関わっていくことにより、より安心して安全な日常を送ることができる大切な制度であると思います。成年後見制度を利用することにより、判断能力が十分でない方の財産管理等々、ご本人が守りたいもの、守るべきものを、基本的人権を有することにより、それに相応しい生活ができる保障になることは大事なことであり認識しております。</p>	<p>(参考)</p>